

平成 21 年 9 月定例会個人質問

質問テーマ	●景観形成地域では、政治関連を含むポスター掲示などへ一定の規制を
質問	<p>栗東市は、平成20年2月16日、景観法に基づく「景観行政団体」となり、学識経験者や市民代表で組織する策定委員会を中心となり、多くの市民意見を反映し、平成20年6月30日付けで「百年先のあなたに手渡す栗東市景観計画」（通称名「百年計画」）を策定し、景観法に基づく景観施策を展開するため、「栗東市景観条例」を制定しました。</p> <p>この計画や条例の目的は、わたしたちの暮らす栗東市には、先人より受け継いだ美しい山々や田園、潤いがある河辺や水面、歴史文化が漂う街道や集落、そして交通の要衝に息づく活力に満ちた都市空間など、様々な固有の風景が広がっている。</p> <p>このふるさと風景、わがまち栗東を次代へ継承していくため、風格都市栗東の実現を目指し、「百年先のあなたに手渡す栗東市景観計画」を策定、「栗東市景観条例」を制定したとされています。</p> <p>そして、この施策の概要として、ひとつに、今後の景観づくりは、市民や事業者のみなさんと一緒に、すべての建築行為や色の塗替え等にあたって、百年先の美しいふるさと景観づくりに向けて互いの考えを語り合う場として「風格づくり会談」を位置付け、恒久的に実践していくとされています。</p> <p>二つ目には、一定の要件（高さが10m以上、または延べ面積が1,000㎡以上）の建物について、及び、景観形成推進地域においては、景観法に基づく届出をすることを義務付けています。</p> <p>三つ目に市民主役の景観づくりを応援しようということで、毎年10月10日を、「堂々栗東景観記念日」と定め、景観に関するイベントやフォーラムを開催するとともに、どんぐりプロジェクトの継続や、街道をいかしたまちづくりなど、市民主役の景観づくりに向けた取り組みを積極的に応援していくとしています。</p> <p>この計画は市内全域を対象としながらも、特に、東海道、中山道、下笠下砥山線が、伝統的な建築物等が集積し、固有の歴史的かつ文化的な景観を形成している街道又は集落を形成している地域であり、特に美しい自然景観を形成している地域であるとして、この地域を景観形成推進地域と定め、地域の個性が最大限に生かされるよう百年計画に盛り込むことができるとされています。</p> <p>私も、先陣への感謝と歴史を重んじ、地域の伝統や文化を守り、それを次代へ継承していこうという取り組みは、大いに推進すべきことであり、大変重要なことだと考えています。</p> <p>しかし、最近、市民の方々からご意見をお伺いすることが多くなったのですが、景観条例ができて景観が良くなるはずだが、住宅の壁や窓、倉庫、電柱、田んぼ、フェンスといったところに選挙用のポスターや政党のポスター、あるいはそれ以外の広告ポスターなどが、無秩序に貼られている。こういった物を掲示するにあたってのルールはないのか。不快に思うといわれる方もおられます。</p> <p>私もそのことについては、選挙候補者のポスターの掲示を自らもお願いし、掲示していながら、疑問や景観を乱していると感じています。</p> <p>具体的にいえば、東海道景観形成推進地域に指定されている目川の街道を通過しても各政党のポスターが、そこそこに貼られている状況であり、中にはよごれているものや、一部がはがれているもの、長年貼りっぱなしになっているものなど見受けられます。</p>

	<p>この景観条例には、屋外広告物に関しても一定の規制をかけていますが、このようなポスター類には規制はありません。公職選挙法との絡みもあるのですが、とりわけ、推進地域に指定されているエリアでの、このような政治関係のポスターの掲示については、一定の基準を設けることも必要だと考えますが、市の考えをお聞かせください。</p>
<p>答弁</p>	<p>2番田村議員の1番目の景観形成地域における政治関連を含むポスター掲示などへの一定の規制についてのご質問にお答えします。ポスターやはり紙などの、屋外に設置され公衆に向けられて、常時または一定期間継続して表示される公告物は、滋賀県屋外広告物条例において「屋外広告物」と定義されています。その中で、議員ご質問の政治活動用又は選挙運動用ポスターにつきましては、管理者又は所有者の承諾があれば掲示することが可能となっております。また、滋賀県屋外広告物条例におきましても、規制の適用除外となっております。これらのことから景観形成推進地域における政治活動用又は選挙運動用ポスターの掲示につきましては、本市景観条例で規制することはできません。なお、政治活動用又は選挙運動用ポスター以外のポスター等につきましては、掲示禁止箇所におきまして、県、市及び関係団体により年2回除却しており、また、地域の美観を保つため違反広告物除却推進員制度を活用した市民団体等による簡易除却を実施していただいているところであり、今後もこうした取り組みをしていただける市民団体の拡大に努めてまいります。</p>